

令和6年第2回教育委員会定例会
(1月23日開会)

台東区教育委員会

○日 時 令和6年1月23日（火）午後2時07分から午後4時12分

○場 所 台東区役所 6階 教育委員会室

○出席者

教 育 長	佐藤 徳久
教育長職務代理者	垣内恵美子
委 員	浦井 祥子
委 員	神田しげみ
委 員	高森 大乘

○出席者

事務局次長	前田 幹生
庶務課長	横倉 亨
学務課長	川田 崇彰
児童保育課長	清水 良登
放課後対策担当課長	小野田 登
指導課長	宮脇 隆
教育改革担当課長 兼教育支援館長	工藤 哲士
生涯学習推進担当部長	三瓶 共洋
生涯学習課長	久木田太郎
スポーツ振興課長	村松 克尚
中央図書館長	大塚美奈子

○日 程

日程第1 教育長報告

1 協議事項

(1) 学務課

ア 区立小中学校に在籍する医療的ケア児への通学支援について

イ 区立小中学校特別支援学級の整備に関する方針（案）の策定について

(2) 放課後対策担当

ウ 放課後対策事業の充実について

エ 根岸小学校放課後子供教室・根岸こどもクラブ及び田原こどもクラブの運営事業者の選定結果について

(3) 指導課

オ 令和6年度グローバル教育の推進及び中学生海外派遣の充実について

(4) 教育改革担当

カ 新しい時代の学校創りについて

(5) 生涯学習課

キ 生涯学習センター機能強化等改修工事について

(6) 中央図書館

ク 池波正太郎生誕100年記念事業の実施結果及びレガシー継承事業について

ケ 中央図書館所蔵郷土資料（貴重資料）の館外特別貸出について

2 報告事項

(1) 庶務課

ア 「区長への手紙」等にかかる教育委員会の対応について

イ 令和6年度教育委員会及び連合校園長会の日程について

3 その他

- ・ 区民文教委員会における教育委員会に関する審議等概要について
- ・ 子育て・若者支援特別委員会における教育委員会に関する審議等概要について

午後2時07分 開会

○佐藤教育長 ただいまから、令和6年第2回台東区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、浦井委員にお願いいたします。

また、垣内委員は所用のため、遅れての出席でございます。なお、教育長及び在任委員の過半数の出席を得ておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、本日の会議は有効に成立しております。

ここで、傍聴について申し上げます。本日、会議の傍聴を希望する方については、許可することとしておりますので、ご了承願います。

それではまず、審議の進め方について、私から申し上げます。本日の議題2は、傍聴にはなじまない、議会報告前の案件が含まれております。つきましては、順序を変更して、日程第1、教育長報告の報告事項、中央図書館のケ、教育長報告の報告事項、庶務課のア、及びイから聴取し、議会報告前の案件については、傍聴人退室後に聴取いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんので、そのように決定いたしました。

〈日程第1 教育長報告〉

1 協議事項

(6) 中央図書館 ケ

○佐藤教育長 はじめに、日程第1、教育長報告の協議事項を議題といたします。

中央図書館のケについて、中央図書館長、説明をお願いいたします。

○中央図書館長 それでは、中央図書館所蔵郷土資料の館外特別貸出について、ご説明いたします。資料9をご覧ください。

中央図書館が所蔵する郷土資料のうち、複製ではない貴重資料を展示目的で館外へ貸出す際は、台東区立中央図書館郷土資料取扱要綱の規定に基づき、台東区教育委員会の承認を得るものとなっております。

はじめに項番1、申請者は、東京藝術大学大学美術館でございます。

項番2、対象資料は、①『新吉原細見』、②『吉原細見』、③『吉原細見記』、④『八朔白無垢』の4件でございます。なお、①から③は、吉原のガイドブックでございまして、妓楼の場所や遊女の名前、料金表などが記載されているものでございます。

④については、人形浄瑠璃の脚本でございます。ご参考に別紙として、貸出する資料の写しをつけておりますので、後ほどご覧ください。

続いて項番3、貸出期間は、令和6年3月1日から6月15日です。

項番4、展覧会名は、「大吉原展 江戸アメイジング」会場は東京藝術大学大学美術館でございます。

なお、貸出資料は、本館の展示室 1 及び 3 で展示の予定で、展覧会の会期は、令和 6 年 3 月 26 日から 5 月 19 日となっております。

項番 7、企画展の趣旨でございますが、江戸時代の吉原遊郭にスポットを当て、そこで繰り広げられた遊里の美意識をあらゆる角度から検証し、失われた日本の文化として見直そうとするものでございます。展示は三部構成で、浮世絵等を用いて吉原の文化、しきたり、生活などを解説する第一部、絵画作品を通して吉原の歴史をたどる第二部、そして第三部は、テーマごとに作品を展示し、吉原の街並みを歩いているように感じられるよう、展示室全体を演出するものとなっております。

項番 8、保険・輸送につきましては、東京藝術大学美術館の責任・監督のもと、美術品輸送専門会社が行います。また、貸与から返却までの間は保険に加入していただくこととなっております。

恐れ入りますが、2 ページをご覧ください。項番 9、展示・警備については、展示室内は防犯カメラにより監視し、無人のときは機械警備を行うほか、展示期間中は警備員、監視員を配置することとなっております。その他、大学構内に警備員が 24 時間常駐し、巡回を行います。また、温湿度は一定を保ち、照明は展示ケース内も含め、資料に影響を与えないものを用いることとなっております。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。貴重資料の館外貸出について、ご承認賜りますよう、お願いいたします。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、中央図書館のケについては、協議どおり決定いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、協議どおり決定いたしました。

2 報告事項

(1) 庶務課 アイ

○佐藤教育長 次に、教育長報告の報告事項を議題といたします。

庶務課のア、及びイについて、庶務課長、報告をお願いします。

○庶務課長 それでは、報告事項の 1、庶務課のア、「区長への手紙」等にかかる教育委員会の対応について、12 月分でございます。資料の 10 をご覧ください。

まず、学務課取扱分が 1 件でございます。件名 1、石浜橋場こども園の玄関照明についてです。要旨です。12 月にお迎えに行った際に入口付近が暗いと感じた。自転車の往来も多いと思うので明るくしてほしい、というご意見でございます。

続きまして、指導課取扱分が 6 件でございます。件名 2、小学校の作文指導についてで

す。要旨です。2年生の保護者から、先生方が多忙であるという理由のため、作文の指導がなくなったという話を聞いた。学習指導要領の国語科には、「文の指導については、文章による表現の基礎的な能力を養うことに重点を置くこと」、「実際に文章を書く活動をなるべく多くしたり特に取り上げて指導すること」とあるため、作文指導が行われないうことであれば、指導要領に沿った教育がなされていないということになる。多忙のため作文指導ができないということがあれば、区の責任として支援員を増やすなど、早急に先生方の負担を減らしていくべきと思う。真偽も含めて調査してほしい、というご意見でございます。

次ページをご覧ください。件名3でございます。小学校の標準服や上着に関する校則についてです。子供が通っている小学校では、冬での通学や校内での標準服着用について校則か伝統か分からないが、学校側から規定がある。制服のジャケットは動きにくく、汚れやすい。あくまで推奨服であるにもかかわらず、セーターはジャケットの中にしか着てはいけないという決まりは必要なのか。セーターだけで過ごしていると、実際に先生や生徒に注意される。制服の上に着る上着やマフラーなどの色指定も公立校であることを考えると撤廃してほしい。時代遅れである、というご意見でございます。

続きまして、件名4、区立小学校の予定表Web掲載についてです。要旨です。区立小学校に通っている各学年の下校時間や詳細な日々の行事予定がWebサイト上で誰もが閲覧できる状態で更新されているのを中止してほしい。在校生の保護者向けにのみ開示してほしい。学校とは無関係の人にも知られてしまい、安全な登下校に不安を感じている、というご意見でございます。

件名5、たばこのポイ捨てについてでございます。要旨です。バス停から降りると、中学校の副校長が周囲を確認した上で学校まで歩きたばこをしており、灰皿も持っていない。生徒を指導する立場の副校長がする事ではなく、見ている側からすると恥ずかしい。生徒に見られる前に注意してほしい。撮影等をされ、SNSに投稿される前に早めに注意をお願いしたい、というご意見でございます。

続きまして、3ページでございます。件名6、台東区立中学校の生徒についてです。要旨です。横断歩道で信号待ちをしていたところ、台東区立中学校の生徒1名から自身の容姿について、誹謗中傷をするような発言を受けた。さらに、一緒にいた友人数名にも発言を広めるような言動があり、嫌な思いをした。大きな声で会話をしていたため、当該生徒の学校名、学級名、生徒名は把握できている。子供の将来のためにも、当該生徒への個別指導、全校集会等での指導をお願いしたい、というご意見でございます。

続きまして、件名7、小中学校の休みについてでございます。要旨です。台東区の小中学校を土日休みの週休2日制にしてほしい、というご意見でございます。

続きまして、スポーツ振興課取扱分、2件です。件名8、清島温水プールの幼児クラスについてです。要旨です。土曜日に開催されている幼児クラスに申し込んでいるが、1年以上落選している。個人レッスンも前月は4回予約できたが、今はせいぜい2回しか行け

ず、子供がせっかく興味を持っているのに利用できない状態が続いている。もっと指導者を呼び、枠を増やしてほしい、というご意見でございます。

続きまして、件名 9、生涯学習センターのエアロビ教室についてでございます。要旨です。生涯学習センターのエアロビ教室に参加している。一年ほど前に、レッスン室内は室内シューズで廊下は外ばきというルールを守らない人がおり、指導員が毎回説明してくれて、改善された。しかし、またルールを守らず室内シューズで廊下を歩く人がいる。ルールを守れない人は来れないようにしてほしい、というご意見でございます。

以上、返信可能なご意見、要望等については、記載のとおり回答をしております。

本件については以上でございます。

続きまして、庶務課のイ、令和 6 年度教育委員会・連合校園長会の日程でございます。資料 11 をご覧ください。

まず、左側の欄でございます。こちら、教育委員会の日程でございます。一番端の欄につきましては、出前教育委員会の予定が丸印で示されてございます。

続きまして、右側の欄につきましては、連合校園長会の予定でございます。4月11日、及び10月15日は、教育委委員にご出席をいただくという予定になってございます。

また、下段に書いておりますが、議会日程等によって、こちらは日程を変更させていただく場合がございますので、ご了承のほどお願いいたします。

報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○佐藤教育長 ただいまの報告につきまして、まず、庶務課のアについて、何かご質問等はございますでしょうか。

○神田委員 2 件目ですけれども、小学校国語科の、書くことの指導は年間で 100 時間と決まっていると思うのですが、きちんとやっているにも関わらずこんな意見があったということですか。それとも、ある先生がこういうような言葉を実際に言ったとするとそれは、徹底して理解を保護者に得るようにしなければならないかと思いました。

それから、7 件目ですけど、土日の休みを週休 2 日してほしいということは、土曜授業をなくしてほしいという意味なのでしょうか。

以上です。

○指導課長 先ほどの作文指導に関しましては、適切に指導を行っております。この問合せというのが、その学校の方ではなくて、違う学校の保護者の方が話を聞いてということがありました。実際に確認をして、その学校にはきちんと指導をしているということです。

2 点目の土曜授業のことについてですけれども、実際、この規定については、保護者のほうが週休 2 日してほしいということしか書いていないということでした。

○神田委員 土曜授業は、今どのくらいやっちらっしゃるのですか。

○指導課長 各学校、それぞれ行事ということで計画をいただいている中では、学校ごとに違います。今すぐお答えできないので、調べます。

○神田委員 分かりました。

2 件目のところなのですが、教科によってはいろいろだと思うのですが、国語は話すこと、書くこと、書写の時数が学年で決まっているので、当然やっていると思いますけれど、改めて注意喚起をすることは必要なかと思いました。このような思いをもっている人達がいるということですから、学校でもしっかりやっていますよということを示していくことが大切かと思いました。

○浦井委員 件名の3 なんですけれども。こちらの資料の回答で、校則の運用にあたって、その内容が児童や保護者に正しく伝わっていない可能性があるということで、直接お話をさせていただきたいということだったんですが。これ具体的に、該当の小学校でどのような校則があるのか。何か暗黙の了解とか決まりになっているのか。保護者の方は、セーターはジャケットの中にしか着てはいけないという決まり—この決まりというのは、多分校則ではなくて、決まりということなんだと思うんですが、その辺りの運用が実際はどうなっているのか。もし把握できていたら、お願いいたします。

○指導課長 実際にこの学校については、指導課のほうで把握しておりまして、その学校に確認をいたしました。この辺りが、結構教員の側の入れ替わりとか、そういったところで、しっかりと徹底というか、理解というのが図れていなかったというのがあるようです。そこについて、しっかりと学校のほうには伝えていくとともに、色についてもということで、PTAとも相談して、徐々に柔軟になってきているというところもありますので、そういった保護者の要望も踏まえながら対応していくということで、学校は動いております。

○浦井委員 今ご説明いただいて、たしかに社会とか状況とかが変わっていったりとか、それから先生方の中でもいろいろなお考えがあったりとかいうのは尤もだと思うんですが。やっぱりお子さんたちの中はもちろん、保護者も納得できるような形が望ましいと思います。考え方の違いもありますし、大変だとは思いますが、決まりは決まりとはいえ、やはりフレキシブルにして楽にしてあげたいという部分ですれ違って、問題が起こりがちなのだと思います。そういったところで、気を付けながら運営していただけたらと思うところです。ありがとうございました。

○指導課長 先ほどの神田委員の土曜授業のことについて、すみません。学校に最少で3回、最大で8回まで行っているというところがございます。

○神田委員 ありがとうございます。

○高森委員 件名4番の区立小学校予定表のウェブ掲載については、小学校に限らず、各学校種でこういったウェブ掲載をしていると思います。確かに地域に開かれた学校も大事なんでしょうけれども、子供たちの安全を守るということも、やはり学校としてはとても重要な部分だと思います。例えば運動会をいついつやりますという、そこに合わせて何かよからぬことを考える人が集まったりしますし。

このウェブサイトの管理上で、要するに、在籍している児童や生徒の保護者だけしか見られないようなセキュリティというのをかけることはできないんでしょうか。

○指導課長 委員がおっしゃっているようなものというのは可能です。そのやり方もある

と思うんですけども、事細かに、下校時刻とか、時間までが誰でも見られるというのは、ちょっと配慮が必要かと思います。その出し方というのは、学校がどのようにやれば、保護者にはしっかり伝わるかというのを判断していけるように指導していきたいと思います。

○高森委員 その登下校時間の通達というのを、ウェブではない他の媒体をつかって今までやってきたと思うんですね、プリント類ですとか。そのプリントでさえも流出したら情報が流れますから。情報の扱いというのは、それこそ保護者も気を付けなければいけないところもあると思うので、ウェブの管理についてもセキュリティをかけてログインしないと見られないようにすることができればそれが本当は一番いいのですが、そのセキュリティのパスワードが流れたら終わりですからね。もういちごっこなので。でも、できることはなるべくやっていただいたほうがよろしいかなと思います。

学校でも、不用意な情報は開示しないようにしていただくような指導もお願いしたいと思います。

よろしくお願いたします。

○神田委員 件名5ですが、これは誤解だったということでしょうか。

○指導課長 ポイ捨ての件でよろしかったでしょうか。学校にも調査をさせ、確認をして回答をしているんですが、その返信ができなかったと。そして、何度も東京都等にも問合せがありますので、その都度こちらも対応をしている状況であります。

一切そういったポイ捨て等を行っている、また喫煙しているというような事実はございません。

○神田委員 すみません、見落としてしまいまして、申し訳ございません。

もう一つよろしいでしょうか。先ほどは土曜授業の3回から8回ということで、すごく幅があって。以前は、時数確保のためにもっとたくさんとっていたと思うんですね、でも最近、教育課程の時数をどちらかという、前は余剰を増やすようにというようなご指導のもと、現場ではかなり時数を管理していたと思うんですけども、それも少し減らしていく方向に変わってきているかと思うんですけど。そうすると、この土曜日の土曜授業を何のためにするかというような狙いというものが変わりつつあるのかなということが思いますので、その辺は、これに関連してというようなことですけど、やっぱり学校を通して保護者とかに知らせて理解を得るという必要もあるのかなというふうに感じました。ちょっと余計なことかもしれませんが。

以上です。

○指導課長 その件については、今持続可能な教育環境の整備に向けた学校園の負担軽減について、学校だけではないんですけども、そういった取組についてご理解をいただきながら、今、学校のほうはしっかりと教えるべきことは時間の中で教え、その働いている時間の中で、様々なことができるようにということを、今進めております。ですので、その土曜授業についての、これまでと捉え方というのが違ってくと思いますので、しっかりとその目当てというか、狙いを、指導課としても周知をしていきたいと思っています。

○神田委員 お願いします。

○垣内委員 遅参いたしました、失礼いたしました。

件名3の校則なんですけれども、寒いときはセーターをジャケットの下に着るというのはよくあることだし、温かくなるとジャケットを脱いで、普通はセーターだけになるわけですが、それが許されないという校則なんですか。

それから、この制服の上に着る上着やマフラーなどの色指定。指定がきついというのがあって、どこからどこまでが許可されるとか、結構詳しく指定されることが多いんですけど、どういう形で現状指定されているのでしょうか。それで、それはなぜなのでしょう。

○指導課長 今委員におっしゃっていただいた、この着方については、きちんとうまく伝わっていなかったところがありますので、再度そこについては、学校のほうから再度理解をいただけるような形を、説明していただくようにしております。

それと、この色指定については、華美なという言い方がこれまでであったかと思います。基本的には何でもかんでもというわけではないですけれども、ご相談をしながら、保護者ともこれじゃないと駄目という言い方ではなくて、幅を持たせていけるようにはしていくということで、学校からも、学校の中で協議していきながら進めていけるようにということで進めております。

○垣内委員 すみません、間違えました。現状はセーターだけは駄目。暑くなったらセーターを脱いでジャケットだけにしなさいとかということですよ。でもジャケットだとちょっと寒いけど、薄手のセーターだったらちょうどいいとかいうような、そういうことはあまり想定されていないのでしょうか。現状の話です。

色も普通の色というのですが、普通の色ってどんな色なのでしょう。今学校ではどういうふうに決めているのかというのを教えていただいてもいいですか。

○指導課長 ちょっと確認をさせていただいてもよろしいですか。

○浦井委員 私、多分、分かると思うんですけども。

今おっしゃられたとおり、とにかくちゃんと上下、ジャケットと下を揃えて着ていないといけないということで、それ以上着るときは中に着なければいけないという形の校則で。色は、おっしゃったとおり、ダークな色というか、白とか黒、紺、あとグレーですね。その辺りの色のみだと伺っているので、そういった形の校則ではないかなと思うんですけども。

○指導課長 実際に、セーターだけは駄目となるのは、上着を着なくなるということなので、なのでそういうことで学校のほうに、学校の中ではそういうふうに決めているところがあると。色についても、浦井委員に言っていただいたようなところですが、少しずつ見直しをしながら決めていっているというところもあります。

○垣内委員 それは教育的な配慮なんですか。つまり、教育的な配慮って何でしょうか。どういう教育的配慮なのでしょう。個性重視も言われていますが、どういう趣旨でしょうか。個性を重視するよりもこういうジャケットを統一して着たほうが良いというメ

リットが大きくて、教育上メリットが大きいと考えていらっしゃるんだと思うんですけど、そういう教育上のメリットって何でしょうか。

○指導課長 実際に規律というか、そういったことをみんなで守っていくということがこれまでもすごく大事にされてきたところがあると思うんですね。それだけでは駄目だということで、少しずつ見直しということで、これまで当たり前のように捉えてきたところを、もう一度見直しをしていきながら、それぞれの個性というものも生かしていくにはどうしたらいいかということを考えながら今進めているところではあるので、これまでそうだったからということで続けていっているということではないというところがございます。

○高森委員 確かに個性重視は分かるんですが、一方で、画一的な服装というのは、子供たちの身の安全を守るために、実は必要な部分もあると思うんですね。例えば集団行動で外出したときに、みんな違う服を着ていたら先生が管理できないんですよ。管理するには、同じ服装、つまりユニフォームでいたほうが分かりやすい。あと、修学旅行に行ったときにみんな違う服を着て町を歩いていたら見落とすことがありますから、そういった子供たちの安全を守るためにそのスタイルを統一させているということも一つにはあると思うので、どちらを取るかですね。子供たちの身の安全なのか、個性を重視するか。両方うまくバランスを取り合いながら、「このときはこのルールを守りましょうと。でないとななたたちの身の安全を守れませんよ」と。大災害が起き、学校が避難所になったときに、いろいろな人たちが入ってきますよね。生徒や児童と、一般の人たちを区別するのは服装しかないわけですよ。ぱっと見て一目瞭然に分かりますから。そういった意味では、制服というのは、ある意味いい面もあるということも、一つ念頭に置いていただきたいなと思います。

○佐藤教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、次に庶務課のイについて、日程ですね、について、何かご質問はありますでしょうか。

よろしいですか。

(なし)

○佐藤教育長 8月の、今回、中学校の教科書採択の日にちはまだ未定ということなんだね。これ、言ってあげないと。

○庶務課長 現在のところ、まだ未定でございます。

○佐藤教育長 今回、教科書採択で、ここはちょっと今調整中ということで。

○庶務課長 分かり次第、ご報告させていただきます。

○佐藤教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、庶務課のア、及びイについては、報告どおり了承願います。

3 その他

○佐藤教育長 次に、その他事項についてでございます。

事前に資料を配布させていただいております。後ほどご覧いただければと思いますが、所管からの補足説明やご質問はございますか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、会議の冒頭に申し上げましたとおり、これより議会報告前の案件について聴取いたしたいと思っております。

恐れ入りますが、傍聴人の方はご退出をお願いいたします。

(傍聴人退出)

〈日程第1 教育長報告〉

1 協議事項

(1) 学務課 アイ

○佐藤教育長 それでは、日程第1、教育長報告の協議事項を議題といたします。

はじめに、学務課のアイ、及びイについて、事務局次長、説明をお願いします。

○事務局次長 それでは、区立小中学校に在籍する医療的ケア児への通学支援について、ご説明いたします。資料1をご覧ください。

項番1、概要でございます。区では、令和5年1月より、医療的ケア児に対して看護師を配置し、学校内における医療的ケアの支援を実施しているところでございますが、令和6年度より、新たに通学支援として、必要に応じて登下校時にも看護師が同行して医療的ケアを実施することで、安心して学校に通うことができるようにするとともに、教育への参加の機会を確保するものでございます。

次に項番2、内容でございますが、①の支援の対象は、区立小中学校に在籍する医療的ケア児で、保護者が就労等により登下校時の付き添いが困難、かつ、当該医療的ケア児単独での登下校が困難である児童・生徒でございます。

次に、②の実施内容につきましては、登下校時に、保護者に代わり、区が配置する看護師が同行し、必要に応じて医療的ケアを行います。なお、在校中の医療的ケアは、同看護師が行い、放課後にこどもクラブ等に移動する場合を含めております。

次に項番3、予算額(案)につきましては、看護師配置に係る経費として、1,323万3,000円を計上しております。

最後に項番4、今後の予定でございます。本委員会での決定後、政策会議のほうにお諮りをいたしまして、区議会の所管委員会に報告、令和6年4月からの実施を予定しております。

簡単ですが、説明は以上でございます。よろしくご協議の上、ご決定賜りますようお願い

いたします。

続きまして、学務課のイでございませう。区立小中学校特別支援学級の整備に関する方針（案）の策定について、ご説明いたします。資料2をご覧ください。

項番1、背景でございませう。近年、全国的に特別支援学校や特別支援学級に在籍する子供は年々増加しており、本区におきましても、平成24年からの10年間で知的障害特別支援学級に在籍する児童・生徒は1.5倍、特別支援教室では約5倍になっておりまして、個々の障害種別に応じて多様な教育の場を整備することが求められております。

こうした状況を踏まえまして、次の項番2の目的でございませう。障害のある児童・生徒の自立や社会参加に向けて、特別支援教育を必要とする子供たちが、その能力を最大限に発揮できる学びの場を提供することを目的として、区立小中学校特別支援学級の整備に関する方針を策定するものでございませう。

次に項番3、整備方針（案）でございませう。整備方針は、ただいまご説明しました策定の経緯、目的をはじめ、特別支援学級の現状と課題、整備方針、整備にあたってという形の項目立てとなっております。詳細は次のページからの別紙を用いてご説明いたします。

恐れ入ります、次のページをご覧ください。これからご説明するページ番号は、資料下部に記載のものを使わせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

表紙の次が目次となっております、それに続きます1ページ目は策定の経緯、及び目的で、ただいまご説明したとおりでございませう。次のページをご覧ください。

この2ページから9ページにかけまして、特別支援学級の現状と課題として、設置状況や今後の課題などについて記載をしております。

初めに項番3の(1)知的障害特別支援学級については、現在本区においては、小学校3校、中学校2校に設置されておきまして、資料の図1のとおり、在籍児童・生徒数は増加傾向にございませう。

次のページをご覧ください。ページ下のほうになります。④今後の課題でございませうが、増加する需要に対して適切な教育環境を整備するため、学級の増設を計画的に進めていく必要があること等を挙げております。

次のページをご覧ください。(2)の難聴・言語の通級指導学級については、小学校1校に難聴と言語、中学校1校に難聴学級を設置しております。こちらも図2のとおり、通級児童・生徒数に大きな変動は見られておりませう。

次のページの下の方の④をご覧ください。今後の課題といたしまして、引き続き、安定的な運営を行うことというふうにさせていただきます。

次のページをご覧ください。次に(3)特別支援教室につきましては、教員が拠点校から各小中学校を巡回し指導する東京都の独自制度で、設置以前は、情緒障害と通級指導学級として運営をされておりました。拠点校は小学校が4校、中学校が1校で、図3のとおり、在室児童・生徒数は、令和5年度、今年度は減少いたしましたが、相談件数については増加する見込みとなっております。

次のページをご覧ください。ページの下の方、④の今後の課題でございます。入室児童・生徒に適したきめ細かな指導を行うための教員の配置の調整などが必要であるとし、また、特別支援教室での指導では、十分な効果を上げることが困難な児童・生徒に対する教育環境の提供が必要になっていることを挙げております。

次のページをご覧ください。次に（４）自閉症・情緒障害特別支援学級につきましては、本区におきましては未設置でありまして、自閉スペクトラム症や情緒障害等のある児童・生徒に対しては、現在、先ほどご説明した特別支援教室において指導を行っているところでございます。

ページ下の方の④、設置に向けての課題でございます。先ほど特別支援教室の課題においても触れましたが、設置に向けては、入級基準の設定をはじめ、教員等の人材確保が大きな課題となると考えております。

次のページをご覧ください。（５）その他の特別支援学級についてですが、本区においては、視覚障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱といった特別支援学級は未設置でありまして、対象となる児童・生徒は、特別支援学校等に通っております。引き続き、こちらについては、東京都等と連携を図っていくこととしております。

次のページをご覧ください。項番４の特別支援学級の整備方針でございます。ただいまご説明いたしました各特別支援学級の現状と課題を踏まえまして、今後の特別支援学級の整備方針を大きく３つにまとめております。

まず（１）、知的障害特別支援学級の増設に向けた取組については、在籍する児童・生徒数が現在の設置校で対応できる児童・生徒数の８割程度に達した場合に、学級増設の検討を行うことをお示ししております。

次に（２）自閉症・情緒障害特別支援学級の新設に向けた取組については、現状を鑑み、自閉症・情緒障害固定学級について、今後５年程度の間、小中学校に各１学級新設すること等をお示ししております。

次に（３）通級指導学級、難聴言語、それから特別支援教室の安定した運営に向けた取組については、通級指導学級については、引き続き学級備品等の充実を図っていくこと。また、特別支援教室については、入級基準の明確化や、設備面での充実、状況に応じて、区独自の指導人材の確保や教員配置数、拠点校数の見直しを検討するなど、指導体制の充実に努めることなどをお示ししております。

最後に 11 ページをご覧ください。項番 5、整備に当たってといたしまして、特に知的障害や自閉症・情緒障害特別支援学級の整備に当たりましては、指導スペースの確保、設置校分布状況、校内の学級数などに留意する必要があるとしております。また、きめ細かな指導を行うため、教員に加え、講師や特別支援教育支援員などの人材確保が必要であるなどの考え方を示しております。

方針案の内容につきましては、以上でございます。

大変恐れ入りますが、一番最初の資料 2 にお戻りいただけますでしょうか。

最後に項番 4、今後の予定でございます。今後の予定につきましては、記載のとおりでございますが、令和 6 年度以降、本方針に基づき、学級整備の準備を進めてまいりたいと考えております。

大変長くなりましたが、ご説明は以上でございます。よろしくご協議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。説明は以上でございます。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、まずは学務課のアについて、何かご質問はございませんでしょうか。

○神田委員 医療的ケア児というのは、何名くらい区内でいらっしゃるのですか。また、通学のときもケアが可能になるのはすごく保護者としてはありがたいことかと思いますが、こどもクラブに移動した後も、ケアがあるんですか。

○事務局次長 まず、現状ですけれども、医療的ケア児の支援を受けている児童・生徒につきましては、小学校に 1 名、それから、中学校に復籍を置く特別支援学校在籍の生徒 1 名に、現在支援を行っております。

それから、令和 5 年 1 月に医療的ケア児に関する方針のほうを定めさせていただいたときに、今後、こどもクラブ在籍中につきましても、こどもクラブのほうで医療的ケア児の審査会で配置の検討をして対応するというようにしておりますので、そちらについても、引き続きその支援は受けられる形をとってございます。

○神田委員 ありがとうございます。大変手厚くケアしてもらえるので、保護者も大変ありがたいことかと思えます。

○高森委員 今、報告を受けて、小学校で 1 名、中学校籍の特別支援学級に通っている生徒が 1 名ということですがけれども、以前もこの案件が出たときに私が少し心配していたのは、クラスの中の様子だとか、他の生徒や児童たちの様子というのは、特に変化はないでしょうか。

○事務局次長 私が聞いている範囲で大変申し訳ないんですけれども、この医療的ケア児の児童・生徒がいるということについて、非常に周囲の理解は進んでいるというふうにはお伺いはしているところでございます。

○高森委員 ありがとうございます。

○浦井委員 同じ今の医療的ケアの送り迎えのことなんですけれども、これ、今は、小学校と中学校で 1 名ずつということで問題ないと思うんですけれども。例えば、保護者が就労などにより登下校時の付き添いが困難であり、かつ単独での登下校が困難である児童・生徒ということですが、保護者が送り迎えをできる保護者であった場合、それでもどうしても必要なときに、例えば親御さんが具合が悪いとかという場合に、必要に応じてこういったものを使えるようにするというような事例が、今後もし出てきたとき。全員がこれを毎日使えるようにしていくのか、それとも必要な時だけでも使えるようにしていくのか。あまりその対応に差がないように、柔軟な検討をしていただきたく、今後拡充を検討していただけたらと思うところなのですが、いかがでしょうか。

○事務局次長 今回の医療的ケア児の通学支援につきましては、先ほど申し上げたとおり、ご自身で通えない、保護者も就労等で付き添えないという方をまずは対象とさせていただきます。

確かに委員ご指摘のとおり、保護者の方が送り迎え、付き添いをしているケースももちろんあると思いますので、そうした方が急遽そういった対応ができないというときにどうするかというのは、今後課題としては認識をしておりますので、引き続き検討はしていきたいと思っております。

○浦井委員 ありがとうございます。ぜひその形でよろしく願いいたします。

○高森委員 念のため、一応知識として、情報を共有しておきたいのですが、医療的ケア児とは何を指すかの定義をご説明いただけますか。

○佐藤教育長 医療的ケア児につきましては、こちらの医療的ケア児への支援に関する基本方針の中でお示しをさせていただきますいておりますが、日常的に保護者の方が行っている医療的ケアを受けるお子さん、喀痰の吸引ですとか胃ろう等による経管栄養の注入、及びその衛生管理、導尿、その他、主治医の意見を基に、教育委員会が実施可能と判断した行為を受けていらっしゃるお子さんを、医療的ケア児というふうに、こちらとしては定義させていただきます。

○佐藤教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 では次に、学務課のイですね。特別支援学級の整備の方針について。

○浦井委員 この特別支援学級の整備について、やはり今後、状況的にも、該当するお子さんが右片上がりに増えていくだろうと。恐らく減る可能性はほとんどなくて、どんどん増える可能性のほうが高いことを考えると、教室の確保など、難しい面もあると思うんですけども、学級増設などの必要があると思います。その点、柔軟にご対応をいただけるということで、大変ありがたく思っております。

ただ、その中で、知的と自閉症・情緒障害の学級、どちらに所属するかというのが非常に難しいお子さんもいらっしゃると思われるので、そのあたり難しいことは承知しているんですけども、できるだけ柔軟な、お子さんに沿ったご対応がいただけるようお願いしたいなと思うところです。

○事務局次長 今回、自閉症・情緒障害特別支援学級についての考え方をお示しさせていただいておりますが、今回、この方針を策定するに当たりましては、特別支援学級設置校の校長先生をはじめ、関係する校長先生方を踏まえた検討会のほうで、庁内的に検討を進めさせていただきました。

その中で、やはり今回新しく自閉症・情緒障害等特別支援学級を整備するに向かっては、やはり入級基準というのが、非常に設定が、他区の状態も実際に視察に行っていたりもしているんですが、他区、いろいろ考え方が若干違うところもありまして、そういったところを、今後詳細については詰めて、そのお子さんに合った環境をなるべく用意でき

るような形の学級にしていきたいと、今のところ教育委員会としてはそのように考えているところでございます。

○浦井委員 ありがとうございます。ご対応いただいていると聞いて安心いたしました。ぜひその形でよろしくお願いいたします。

○神田委員 自閉症・情緒障害特別支援学級を新設を5年くらいの間に行うということで、区内で初めてということもあり設置場所などなかなか難しいかと思えます。設置に関して、区のほうで大事にしていきたいと思っているところなどがありませんでしたら、教えてください。

○事務局次長 今委員ご指摘のとおり、まさに整備にあたっては、やはり通いやすい距離にあるということは、ここは非常に大事であろうと。

全校に設置できるわけではもちろんございませんので、そういったことは当然のことですし、また、指導スペース、ここをやはり一定程度の確保ができる学校というところも大きな視点になって来るだろうというところでは考えてございます。

ただ、うちの各小中学校についてはスペースにも限りがございますので、そういったところを十分勘案しながら適切な学校を選定していければなというふうには、今思っているところでございます。

また、大規模改修等の学校もございますので、そういった状況も鑑みながら、どの学校に設置していくかというのは、改めて各校長先生方とも協議をしながら検討を進めていきたいと考えております。

○神田委員 新設ということもあって、いろいろな課題があると思えますけれども、子供たちのために、配慮して設置していただけたらと思えます。

情緒障害と知的障害の両方を持っているお子さんというのも結構いまして、浦井委員のお話にもありましたけれど、そのどちらが適切かという判断は、重要になってくると思います。子供たちの思いや、保護者の願いをもとに慎重な診断が必要かと思いますが、設置を通して手厚く教育ができるということで、大変いいことです。ぜひ推進していただけたらと思えます。

○垣内委員 基礎的なことですみません。支援を求めているお子さんたちが非常に多くなってきている、ここ10年を見ても特別支援教室に関していうと5倍ということで、非常に多いということで理解しました。これは、従来は普通に他の生徒さんと同じように扱われていた方々が、法律もできて仕組みも変わって、より手厚い、きめ細やかな支援ができるようになりつつあるということで、非常に素晴らしいことだと思うんですけども、それぞれの責任者というか、定義というのは、客観的に決まってくるものなんでしょうか。それで、何で増えているのかということも、今把握されている限りで教えていただければと思います。数が増えていくことに対する対処療法というのも当然必要ですけども、もし何か根本的な理由とかがあるのであれば、そこも何らかの形で対応する必要もあるんじゃないかなというふうに思います。

結構ADHDとか、ちょっとアスペル系の方とかですね、確かに非常に多いです。国際的に

もすごい増えている、爆増していて、いずれはそっちが主流になるんじゃないかぐらいの勢いで増えておりますけれども、普通の人とどういうふうに分けられるのでしょうか。機能的に障害があるというのは割とはっきり分かると思うんですけども、メンタルのほうは難しい。普通の人でもメンタル面で、多少問題が出てくるということはよくあるように思うので、普通だと思われていた子供たちもそういうふうになるということはないのでしょうか。それで、そのときはどうするのでしょうか。特に問題ないということなんですか。ちょっと基礎的なことが分かっていなくて申し訳ないんですが。

○高森委員 助け舟を出してもいいですか。多分、ここにいるメンバーは、今の質問に誰も答えられないと思います。医学的な知識を持っているわけでもないですし。

去年の9月に発売された本があるんですけども、本田秀夫先生という医師が著した、『学校の中の発達障害』という本があるんですよ。SBクリエイティブ、去年9月発行ですね。これを読んでみるとよく分かります。多分学校現場の先生方ですら分からないことがたくさんここに書いてあって、この先生は30年以上臨床研究をなさっている方で、発達障害の専門家なんですね、ぜひこういった方の講演会のようなものをどこかで開いたりして、学校の先生方も勉強したほうがいいと思います。保護者も勉強したほうがいいかなと私はおすすめするんですが。

発達障害の種類はたくさんあるのですが、この先生いわく、発達の特徴の現れ方というのは、子供によって様々であります。医学的には、これは多分垣内委員が一番お知りになりたいところだと思いますが、「医学的には発達の特徴であり、環境や人間関係などのバランスの中で生活上の支障が出ている場合に何らかの発達障害と診断することになっています。」と。医学的にはですね。発達障害は診断名ではなく、分類名であり、自閉スペクトラム症や注意欠陥多動症などが診断名です。「発達の特徴による影響が他の子に比べれば目立つ程度であり、家庭生活や学校生活に特に支障が出ていなければ、発達障害の診断はされない場合もあります。」「このことから分かるように、発達の特徴は必ずしも困りごとを生み出すものではありません。子供に発達の特徴があり、環境や人間関係との相性が悪い場合に、その子と周囲の環境との間に問題が生じます。環境や人間関係を調整することによって、問題を未然に防げるケースもあるわけです。」「私は、発達障害を障害というよりは、少数派の種族のようなものだと考えています。発達障害の子供たちに、他の多くの子にはない特性があることはたしかです。しかし、それは必ずしも障害となるものではなく、その子に特有の発達スタイルのようなものです。私はそれが、何かができないというよりは、何かをするときに大多数の子供たちとはやり方が違うということだと考えています。」等々ですね、非常にこの発達障害に対する見方がしっかりされているんですよ。

これは平成16年4月制定の発達障害者支援法で、国からトップダウンで降りてきた仕事を、私たち台東区でやっていこうという、上意下達のシステムだけでやっているわけで、ただ、引き受けているだけなんですけど、でもやはり自治体として、こうした発達障害に

対応できる学校の運営をどうするかということを考えたときに、私たちは学ばなくてははいけないかなと思うんですね、全く無知ですから。今、垣内委員が質問されたことにだって即答ができないのは、恐らくそういったこともあると思うので、ぜひ先生方にもこういったことを、学んでいただきたいと思います。

こうした専門家の先生の話を知ると、ご家庭のご家族も安心する人もいると思うんですね、そういった場を少し設けた方がよろしいかなと思うんですが、いかがでしょうか。ご提案まで申し上げます。

○事務局次長 発達障害という言葉が言われるようになって、実際に発達に特性が見られるというところで、当初はなかなかその保護者の方がなかなかご理解いただけないと。そういったところが、大分その保護者のほうから、むしろ特別支援教室のほうで指導を受けさせてほしいという保護者の方が増えているとも聞いております。それだけ発達障害に対する理解が進んできたというところも大きいのかなというふうに事務局としては考えております。

今、高森委員のほうから、お話をいただいたんですけども、現状、特別支援教室では、やはり今、高森委員からもお話があったとおり、ご自身、子供たち、自己にどのような特性があるのかということをもまず理解をして、それがどのように学習上とか生活上に困難を及ぼしているということも理解をしつつ、自分の行動とか感情をコントロールする、そういった力を習得するための指導を行っているという状況でございます。

確かに委員ご指摘のとおり、保護者の方、それから教員をはじめ、学校関係者の理解というのは必要だろうと思いますので、こういった形が一番いいのかなというところも含めて、今後ちょっと考えさせていただければというふうに思います。

以上です。

○高森委員 私がPTAの活動をしていたときは、発達障害だと言われることを嫌う保護者が多かった時代だったんですね。ところが、最近はこういった情報がたくさん出てきますので、保護者が比較的アクセスしやすくなっている一方で、逆に不安を持ち過ぎている保護者も多いんです。どのような段階が本当に支援が必要なのか分からなくて、取りあえずはこういった窓口があるからここに相談しようということであるのでしょうけど、その保護者の知識を高めていくということが、やはり必要かなと。何が何でもこういう特別支援学級に入れればいいということではなくて、ちゃんと見取っていく目を持つことが保護者にも大事なかなと思うので、ぜひ勉強の機会をどこかで持っていただきたいなと思います。よろしく願いいたします。

○垣内委員 趣旨は、発達障害が、ある意味症例というか、症状であって、病気というわけではないということはおく理解しました。そうであれば、多分普通と言われている人と発達障害の人との間に、はっきりした境目があるわけじゃなくて、シームレスにあって、行き来するんだと思うんですね。

そこは割と自由に、大体症状が落ち着いたら戻ってくるとか、そういうフレキシビリティ

イがあるのでしょうか。

○事務局次長 この特別支援教室はまさにそういった、週 1、2 回程度特別な指導を受ける。通常は通常の学級に在籍をして学習に概ね参加できるお子さんを、現状では対象としておりますので、そういった通常の学級に在籍しながらそういった特別な指導を受けて、その自分の特性をしっかりと理解するという指導を受けているという状況ですので、当然、卒業と言いますか、その教室に通っていたけれども、指導を受けて一定程度、改善という言葉が正しいかどうか分からないんですが、対応できるようになってきたということで、その教室から、一旦指導から外れるというお子さんもいるということでございますので、そういった形では、フレキシブルには対応はできているのかなというふうに思っております。

○垣内委員 ありがとうございます。

○浦井委員 発達障害というふうに名前がつくのは、本人に困りごとがあると認識された場合。その上で診断を受けた場合のみということになります。ですから、先ほど垣内委員からシームレスというお話も出ましたけれども、グレーのお子さんですとか、周りが感じても保護者や本人が問題だとは感じていないという場合は、やはり診断への道筋にすらつながらないという場合があると思います。それでも、やはり次長が指摘されたとおり、社会的に認識が広がって、保護者が受け入れるようになってきたことで、数が増えているのかなと思うところです。

その上で、念のため確認させていただきたいのですが、台東区では、この特別支援学級に入るに当たり、医師の診断ですとか手帳といったものは必要とされているのでしょうか。

○事務局次長 特別支援室のほうについては、行動観察等を行った上で入室の判断等をしているというところでございます。

知的については、行動観察を踏まえた上で、心理テストじゃないですけど、いろいろその辺の調査をした上で、判定委員会というようなところにお医者さんに入っていて、どこの学級、普通学級がいいのか、特別支援学級がいいのか、あるいは特別支援学校がいいのかというところの判定は、教育委員会のほうでしているというのが知的のほうの対応になってございます。

○浦井委員 ありがとうございます。この辺り、かなり自治体によって違いがあるみたいなので、手帳や何かにこだわらずに、それぞれのお子さんで判定をしてくださっているというのはありがたいと思います。ぜひ引き続きお子さんとかに寄り添ったご対応をお願いしたいと思います。

○神田委員 私も現場にいたので、専門家や医者の助言、また、担任の行動観察資料を揃えて判定をするわけですけど、そこで決まったものが必ずしもそのまま決まるということではなく、親と子供がしっかり話し合いをして、理解した上で入る学校を決めるということになっていると思います。

私が校長になった当初は、認めたくないという親も多くて、判定の通り特別支援学級を

お勧めしても納得ができない場合は通常級に入学することもありました。通常級に入りながら、いろいろな困りごとを一緒に考えていく保護者もいました。

特別支援学級に行ったら戻れないからと親がとても心配していました。思いきって行くことで人間関係がうまくいくようになり、訓練を通して改善したりした場合には通常級に戻ってくることもありました。黒門でやっていることばの教室は、訓練をすることで改善され、ほとんど戻っているようでした。

理解がとても進んだと私も思います。それには保護者の理解を得るために、先生たちが相談にのるなど努力を重ねていたからだと思います。

私がいた学校では、専門性が高く心理学の勉強をしている先生がいて、その先生と面談をすると、理解が急に進むことができました。それだけ、保護者も困っているということなのかなと思われま。保護者としてしっかり話をして、子供にとってどこがいいか考えていく必要があると思っています。

○佐藤教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、学務課のア、及びイについては、協議どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、協議どおり決定いたしました。

(2) 放課後対策担当 ウエ

○佐藤教育長 次に、放課後対策担当のウ、及びエについて、放課後対策担当課長、説明をお願いします。

○放課後対策担当課長 それではまず、放課後対策事業の充実について、ご説明いたします。資料3をご覧ください。

項番 1、こどもクラブ。(1) 既存施設の定員変更です。表に記載の2か所において、来年度より定員を変更いたします。1段目は、これまでもご報告させていただいており、浅草橋こどもクラブにおいて、現在の85人から、来年度利用の申請状況等を踏まえ125人に変更いたします。次に、富士こどもクラブについては、富士小学校内にあるクラブ室のほか、放課後の時間のみ、生活科室の一部をお借りして運営しています。その生活科室において、学校から現在よりも広いスペースの使用許諾をいただいたことから、拡大される面積に応じて5人定員を増やし、55人定員といたします。

次に(2)民設こどもクラブの誘致・開設です。緊急3か年プランに予定する対策の一つとして、田原小学校区・蔵前小学校区周辺に1か所、定員40名程度の民設こどもクラブを開設してまいります。それにあたり、③に記載のとおり、令和6年7月以降に公募を開始し、④運営開始時期は令和7年4月を予定しております。

次に項番2、放課後子供教室です。(1)新規実施です。こちらも緊急3か年プランに

記載しておりますが、台東育英小学校において、令和7年4月から実施してまいります。

③運営事業者は、公募型プロポーザル方式により選定してまいります。

次に(2)、放課後子供教室の実施時間の延長です。保護者からの要望等を踏まえ、一部の放課後子供教室において、実施時間の延長を試行実施いたします。これについて、待機児童対策としての効果を検証すると共に、運営上の課題等を整理し、今後の展開につなげてまいります。①実施校は、以下に記載の待機児童や運営事業者の状況等を踏まえ、忍岡小学校と谷中小学校の2校といたします。②事業開始時期は、令和6年4月からでございます。

恐れ入ります、2ページをご覧ください。③実施内容です。表は左の列に現行の実施内容を、中央列と右列に変更後の内容を記載しています。

まず現行です。放課後から16時45分までを、利用区分等はなく全児童を対象に特別教室、校庭、体育館等で実施しております。次に、変更後です。実施時間は18時までといたします。そのうち、中央の列に記載のとおり、放課後から17時までの利用区分を標準利用として、全児童を対象に現行の活動場所で実施してまいります。次に右の列の17時から18時までは、利用区分を延長利用として、対象はこどもクラブ利用児童を除く全児童といたします。活動場所は特別教室等といたします。また、下校対応として、こどもクラブと同様、1年生のみ17時以降はお迎えを必須といたします。

続いて項番3、放課後対策事業の運営事業者選定です。表に記載の放課後対策事業について、令和7年度からの運営事業者を公募型プロポーザル方式により、選定してまいります。

(1) 選定事業です。新規事業として、先ほどご説明しました、台東育英小学校放課後子供教室に加えて、令和5年第3回区議会定例会でご報告しました、令和6年10月に開設を予定する、仮称入谷こどもクラブの2事業、再選定は、現事業者への委託期間が5年を経過する、記載の2事業でございます。なお、そのうち、蔵前小学校放課後子供教室、蔵前こどもクラブのみ、両事業同時に委託できる事業者を選定いたします。

(2) 公募開始時期は本年3月を予定し、令和7年4月から、選定された事業者による運営を開始してまいります。

最後に、項番4、今後の予定です。今月の政策会議に諮った後、第1回区議会定例会に報告、委員会終了後、保護者やホームページ等で周知してまいります。

説明は以上です。よろしくご協議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

続きまして、協議事項のエ、根岸小学校放課後子供教室、根岸こどもクラブ、及び田原こどもクラブの運営事業者の選定結果について、ご説明いたします。

本件は、令和5年8月教育委員会臨時会でご報告しましたとおり、労働者協同組合ワーカーズコープセンター事業団が、区から受託する放課後子供教室において、勤務実態のない職員を業務実績報告書の中で従事したこととして区に虚偽の報告を行っていたことを受け、当該法人との契約を更新しないこととしたため、来年度以降の運営事業者を公募し、

選定した結果でございます。それでは、資料4をご覧ください。

項番1、選定経過です。(1)公募期間、及び(2)審査機関につきましては、資料記載のとおりでございます。

(3)選定方法です。第1次審査では、書類審査を行い、1事業につき3者程度を選定し、第2次審査では、プレゼンテーションとヒアリング審査を行い、得点率が70%を超える事業者の中から、最高点を獲得した事業者を優先交渉権者としております。

(4)選定委員は、資料記載のとおりでございます。

項番2、運営事業者の選定結果です。(1)根岸小学校放課後子供教室、根岸こどもクラブです。本事業への応募事業者は2者で、優先交渉権者は得点率77.8%を獲得しました、株式会社日本保育サービスを選定しております。

恐れ入ります、2ページをご覧ください。(2)田原こどもクラブです。応募事業者は7者で、優先交渉権者は、得点率81.8%を獲得しました、株式会社プロケアを選定しております。

項番3、今後の予定です。今月の政策会議に諮った後、第1回区議会定例会子育て・若者支援特別委員会に報告、本年4月から、新規事業者による運営を開始してまいります。

説明は以上です。よろしくご協議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。説明は以上となります。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、まずは、放課後対策担当のウについて、何かご質問はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、次に放課後対策担当のエについて、何かご質問はございませんでしょうか。

○浦井委員 田原こどもクラブについてなんですけれども、これ、プロケアとB者というのを比べると、もちろんプロケアのほうが運営体制とか、幾つかいい点はあるんですが、事業運営実績等ですとか、従事する職員についてですとかのポイントが、点が低く、得点率はほぼ同じになっています。単純に、この合計得点率は確かに1点高いので、自動的にこちらというのもありかと思うんですが、非常に拮抗しているように感じます。そのあたり、最終的にこちらにした理由というのがもし具体的にあるようでしたら、ちょっと教えていただければと思います。

○放課後対策担当課長 委員おっしゃりますように、田原こどもクラブにつきましては、プロケアさんが491点と、B者490点と拮抗をしております。選定に当たりましても、選定委員から、この田原こどもクラブに関しては、どちらの事業者であっても安定的に運営を行うだろうというような評価をいただいているところでございます。

最終的には、実施要項に基づきまして、点数の高いプロケアさんが選定されたというようなところでございます。

○佐藤教育長 そのほか、よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、放課後対策担当のウ、及びエについては、協議どおり決定したいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、協議どおり決定いたしました。

(3) 指導課 オ

○佐藤教育長 次に、指導課のオについて、指導課長、説明をお願いします。

○指導課長 それでは、令和6年度グローバル教育の推進及び中学生海外派遣の充実について、ご説明いたします。資料5をご覧ください。

目的について、項番1をご覧ください。これまで、区立小中学校の児童・生徒に対して、豊かな国際感覚を養うため、国際理解、重点教育として、主に中学校第2学年生徒を対象とした「English Summer School」、小学校第6学年児童を対象とした青海の「Tokyo Global Gateway Blue Ocean」を活用した英語体験活動等を実施してまいりました。

グローバル化が急速に進展する中で、児童・生徒の英語によるコミュニケーション能力や、豊かな国際感覚のより一層の育成が必要であるため、新規事業の実施、及び既存事業の充実を行います。

次に、内容について、項番2をご覧ください。初めに、グローバル教育の推進についてです。(1)新規事業として、グローバル教育重点指定校を設置いたします。本事業は、台東区における国際理解重点教育及び英語教育のさらなる充実と発展のため、本教育を推進する重点指定校を新たに設置し、生徒の国際感覚や英語によるコミュニケーション能力の向上を図るとともに、その成果を他校へ発信し、取組の普及啓発を目指すものです。中学校2校に対して、令和6年4月から2年間指定いたします。具体的な取組としては、中学区学習指導要領が求める授業改善の一層の推進、ALTの追加配置、学習成果を測定する機会の創出として「実用英語技能検定」3級までの検定料1回分を教育委員会にて負担、豊かな国際感覚を養うための交流行事の開催、公開授業や学校ホームページ等による成果報告等を予定しております。なお、「実用英語技能検定」を教育委員会にて負担することについては、グローバル教育充填指定校だけでなく、区立全中学校第3学年全生徒分を予算要求しております

(2)既存事業の拡充として、体験型英語学習施設での校外学習の対象を拡大いたします。本事業は台東区立小学校における外国語科指導との関連を測りながら、英会話に慣れ親しむため、「Tokyo Global Gateway」で英語体験活動を実施することにより、設定場面から会話の内容を推測し、既存の語学力を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度を養うものです。小学校第5学年全児童を対象として、立川にあります「Tokyo Global Gateway Green Springs」にて実施いたします。現在各校の実施予定日がほぼ決定してお

り、4月以降、順次実施してまいります。

続きまして、中学生海外派遣についてです。中学生海外短期留学派遣事業の再開に当たり、内容等を拡充いたします。本事業は台東区立中学校における国際理解教育を推進するため、生徒をオーストラリア国シドニー市、及びノーザンビーチ市に派遣し、現地校での学習やホストファミリーとの交流等の直接体験を通して、英語によるコミュニケーション能力の育成や豊かな人間性を培うことを目指したものです。派遣先はオーストラリア国シドニー市、及び本区の姉妹都市であるノーザンビーチ市です。派遣生徒は、先ほどご説明いたしました、グローバル教育重点指定校は各5名、他の中学校は各2名、合計20名です。今後の日程については、2月上旬に派遣生徒の募集を開始し、作文と面接による審査を経て、5月上旬に審査の結果発表を行います。事前研修を行った後、8月中旬に9泊10日で派遣、その後、事後研修と報告会を実施してまいります。

予算額（案）、及び今後の日程については、項番3、及び4をご覧ください。

説明は以上となります。よろしくご協議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございますでしょうか。

○垣内委員 グローバル教育重点指定校の設置、新しい試みということで、大変素晴らしいことだと思います。いろいろな取組例が例示されていますが、これを取り組んだことによって、成果が上がると、それを他の学校にも広げていくということですが、この成果によってどのように評価されるのでしょうか。結構定性的な評価もあれば定量的なものもあるかと思うんですけど、例えば実用英語技能検定に何人受かったかとかというのものもあるかと思いますが、それ以外にもこのコミュニケーション能力とか、国際感覚みたいな、なかなか図るのは難しいものはどういうふうに成果として評価して、それをどういうふうに他の学校に広げていこうとされているのかというところをお尋ねしたいと思います。

○指導課長 実際に本当この成果を測っていく指標というのはなかなか難しい部分があると思います。

その中でも、まずはそういった取組を特に話すこと、コミュニケーションによる指導法の開発とか、小学校における外国語活動、外国語の学習を生かした指導法の開発ということ、このグローバル教育重点指定校のほうには取り組んでいただこうと。そういった取組を他の学校にも広げていけるようなことをやっていきたいと思います。

また、ALTを追加派遣ということで行っていきます。今の現時点で、ある区内の中学校では、英語で全て授業を行っている学校もあります。そういった、本当に英語漬けに子供たちがなっけいきながら、コミュニケーション能力を高めていくということをやりたいと考えております。

これから指標として、効果としてどのように発揮されるかを検討もしていく必要があるかと思いますが、一つとしては、その英検の受験率、また3級を中学校は取るくらい、卒業までに取るという目標等もありますので、そういったことも入れながら図って

いきたいと思います。

○垣内委員 ありがとうございます。大事なことだと思いますので、進めていっていただきたいと思う反面、誰でも1日は24時間なので、英語をやると、その分日本語に充てる時間が無くなったりはしないかというのも心配ところです。やはりきちんとした母語を身に付けるということも大切なので、ぜひその辺りも含めて、より良い効果が出るように期待していきたいと思います。よろしく願いいたします。

○高森委員 多分コロナ前の国際理解重点教育のことを知っている教育委員は垣内委員と私だけかなと思うのですが、かつての国際理解重点教育指定校の設置と、今回のグローバル教育重点指定校設置の違いはどこにあるか、教えてください。

○指導課長 一番、やはり英語教育に特化しているところがあります。それに、英語学習といますか、コミュニケーションをしっかりとっていくようなところ。これまでも、国際理解重点教育の中でもやってきたことではありますが、異文化を理解していくということが主に国際理解重点教育のほうでは強かったかと思います。そういったこれまでの取組も大事にしながら、さらに、英語力を子供たち一人一人が身に付けていけるようにしていきたいと考えております。

○高森委員 かなりハードルが上がったかと思います。現場の先生方の力量にもかかっていますので、ぜひ事前の準備をしっかりと積んでいただいて。また成果報告もいつも楽しみにしていますので、来年度以降、どういう成果が上がってくるか、非常に関心を寄せていますので、よろしくお伝えください。

○佐藤教育長 短期の留学派遣だって全然違うんだから、説明してあげてよ。

○指導課長 こちらの短期の留学については、グラスサックセでは、大体倍近い日程の期間を計画しまして、実際に現地の学校へ行って一緒に学ぶ。また、ホームステイ先での経験というのも、以前よりも長く設定をしております。また、費用的なものも、当初予定していた金額よりも、少しでも子供たち、各家庭の状況というのがありますので5万円という金額で、この期間中ですけれども、9泊10日という長い期間になります。

後は、やはりこれまでの、区の、姉妹都市との関係もありますので、そのところについても今クレアシドニーとのやりとりというのも含めて、事前の研修に参加いただきながら、この姉妹都市との関係性もつくっていこうと取り組んでおります。

○高森委員 海外派遣の件は、予算規模も拡大されたと、期間も長くなったということで、一つ心配なのは、あちらのホストファミリーとの信頼関係がまだ構築されていないところもあると思うんですが、その辺りの懸念はいかがでしょうか。

○指導課長 実際にホストファミリーのほうについても、今業者にあたってもらいながらですけれども、できるだけ姉妹都市であるところとの関係性というのをに入れてもらえるように、こちらで計画を立てて、業者のほうに要望しております。また、国際理解のところも含めた、事前の説明というの、丁寧に行いながら進めていけたらと考えております。

○高森委員 子供たちの安全・安心第一ですので、できれば先方との面接などをオンライ

ンでしていただいたり、そんなことを工夫しながらホストファミリーの選定をしていただきたいと思いますので、お願いいたします。

○垣内委員 オーストラリアは非常に私も留学していましたのでよく存じております。私が住んでいたのは大昔ですけれども、今でも安全性という意味では、アメリカやイギリス本国と全然違って、比較的資源も豊かなので、生活水準も高く、安全であると思います。ちょっとなまっているかなというところはあるかもしれませんが、英語にもいろいろな英語があるということをお勉強するのもいいことかと思えます。

私がお尋ねしたいのは、負担は1人5万円ですね。台東区の場合は準要保護とか、要保護とか、様々な支援を必要とされるご家庭のお子さんたちも多いかと思うんですけど、こういった方々も、参加されているのかどうか。ある程度の可処分所得があるようなご家庭の方に対して手厚い手当になってはいないのかどうか。ご家庭によっては、非常に行きたいと思っていらっしゃるお子さんであっても、金額的にちょっと難しいというところもあるかと思うんですが、そういうところは、別途、何か手当を考えるのか、それとも全く一律同じに考えるのか。ちょっとその辺りの経済格差が体験の格差につながる懸念もありますので、この制度としてはどういうふうにお考えなのかということをお尋ねしたいと思います。

○指導課長 これまでも、グラズサックセ市との交流ということでは、実際にこれまで負担していた金額というのが3万円で行かれておりました。今の物価等のことも踏まえると、それほど大きな差にはなっていないのではないかと考えておりますが、今委員がおっしゃるようなことが、どういったことができるのかというのは、探してみたいと思います。

○垣内委員 多分選定基準と密接に関わると思うんですよね。ご本人さんが行きたいという方、たくさんいらっしゃると思うんですけども、その中からどういう形で選定されていくのか。それぞれの学校のお考えとか教育方針とかもあるでしょうし、ただそこに、そもそもスタートラインに立てないようなお子さんたちがいてはちょっと残念なので、そこら辺の配慮もお願いできたらと思います。

○指導課長 承知しました。

○佐藤教育長 そのほか、よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、指導課のオについては、協議どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、協議どおり決定いたしました。

(4) 教育改革担当 カ

○佐藤教育長 次に、教育改革担当のカについて、教育改革担当課長、説明をお願いします。

○教育改革担当課長 それでは、協議事項、新しい時代の学校創りについて、ご説明をいたします。資料6のほうをご覧ください。

項番1、背景及び目的です。令和3年1月の中央教育審議会の答申「令和の日本型学校教育」の構築を目指してにより、学校における働き方改革とGIGAスクール構想を推進しながら、新学習指導要領を着実に実施することで、児童・生徒が持続可能な社会の創り手となることができるよう、その資質・能力を育成することが求められております。そこで、ICTを学校教育の基盤的なツールとして活用して、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させるとともに、校務の効率化等により教員の働き方改革となる「新しい時代の学校」の実現を図るものでございます。

項番2、事業概要の(1)検討委員会についてです。学識経験者、小・中学校長の代表、庁内関係各課による(仮称)新しい時代の学校教育・施設の在り方検討委員会を設置しまして、これからの時代を見据えた学校教育、及び施設や環境の在り方について検討を行ってまいります。

(2)研究モデル校による実践研究です。本事業では、小中学校に研究モデル校を指定しまして、今後の学校教育の在り方に関する実践研究を行ってまいります。

(3)検討機関は、令和6年度から8年度までの3年間です。項番3、予算額は27万7,000円です。

項番4、今後の予定です。1月31日の政策会議と、第1回区議会定例会の区民文教委員会の報告を行い、4月以降に検討委員会の設置や、モデル校による実践研究を行ってまいります。

説明は以上でございます。よろしくご協議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問等はございますでしょうか。

○高森委員 とても大事な事柄だと思うのですが、1枚だけなのですが、これはあまり具体的なことが乗っていないで、今後の予定でもう早速政策会議というふうに思えるのです。研究モデル校は分かりますけれども、具体的な部分は、他にどういったことをやるという、その辺のビジョンをお示しを。

○教育改革担当課長 まず大きくは、学校教育の中身の内容と、それから学校施設設備という、今ちょっと話はしたんですけど。

それで、学校教育の内容については、個別最適な学びと協働的な学びと言われているのを、実際に行っていく。それで、研究してもらおう。要は一斉指導中心のところから、複線型授業とか自由進度学習、要は子供の進度に合わせてその学習、要はICT端末を効果的に使って、先生が一方向的に説明している授業ではなくて、子供たちの活動が多くなる授業をできるだけやっていきたいと思います。全部の授業をやるのは難しいかもしれないですが、その割合をどんどん増やしていくというのが教育内容の目的です、実際に先行事例で他自治体でかなり積まれているところもあるので、そういったものを参考にしながら、実際に学

識経験者を講師でお招きして、実際にモデル校を中心に指導・助言をしていただいで進めていこうというふうに考えております。

それから、学校施設のほうは、これは改修工事が進んでいく中で、やはり、かつてのインテリジェントスクールを台東区でやったように、やっぱりこの今の教育内容に合わせた、せっかく改修を行っていくので、そこは少しでも反映させられないかというのがもう一つの意図です。

その二つをうまく合わせて、今回のその検討会で検討していきたいというのが、本事業の目的になります。

○高森委員 今ちまたでは教員不足が課題となっていますけれども、先生方の校務負担の軽減だとか、教育活動のスマート化というような将来的な見通しのようなものというのは、ここにはどのような形で。

○教育改革担当課長 最初の負担というか、要は、今まで私たち、私も元教員ですけど、含めて、この形で習ったことがないというのが事実です。実際僕たちが、実践は多少したことがある、総合的な学習の時間、実はこれに近いので、小学校も中学校もある程度教員の知識としては、全くないわけではないんですけど、受けたことが実際にはないのが事実なんです。

ただ、これをそのICTを加えて進めていくことで、逆に校務軽減を図れる可能性があるのではないかなというふうに考えています。

具体的に言うと、その校務システムのクラウドですとか、そこまで話は進んでいく可能性はあるので、そういったところをうまく活用していくことで、その軽減を図れるのではないかなと。教え方も、一斉指導をずっと中心でやっていくわけではないので、ある意味、ちょっとファシリテートの能力が求められてくることになると思うんですけど、そこが最終的には、その負担が少し軽くなるように研究・報告も進めていきたいなと思っています。

○高森委員 非常に近未来的で私も期待はしているのですが、例えば、理科の実験なんかを、優秀な教員は、非常に授業の進め方がうまかったりしますので、その教員の授業全体の動画記録を取っておいたりして、あるいは手元の作業なんかもカメラで撮っておいたりして、それをクラウド上に置いて他の学校の授業で活用できるような仕組みがあるといいですね。学校のクラウドではなくて、教育委員会とか区全体のクラウド上に置いておいて、そこに誰でもアクセスして、その授業のその実験を実際にお手本として見られるような、そういったことができていけば。先生方それぞれに力量も差がある中で、平準化というか、水準が高くなるようなことが実現できるのではないかななどということも、これから求められていくような時代が来るかもしれません。教育員が不足している時代ですからね。そういったことにももしかしたらこのICTの活用が役立てられるのかなと、ちょっと考えています。引き続き、よろしく願いいたします。

○教育改革担当課長 今の高森先生からご指摘いただいた部分、台東区内もそうですし、

実際に、実はこれ、台東区だけではなくて、もっと広く作って、そういう教材とか素材があれば。実際今、NHK for schoolでも実験のやり方だとかは出ていますので、それをうまく活用するという方法も一つですし、あと、多様な運営の中で、専科制が小学校も進みますので、理科になると、理科専科がひょっとすると、高学年になると、見ていきながら、そのさっき言った協働的学びも生かしながら、要は、小集団でやったり、あるいは子供でしっかり一人でやるところは、逆に先生が指導しないと、した方がより効果的なのが、複線型で進んでいくという授業が今後想定されるので、そういったものをうまく活用しながらできればなというふうには思います。

○高森先生 分かりました。

○神田委員 学校教育と施設、それに加えて、教員の働き方改革というので、今教育界における大切なことを網羅した、壮大なる研究と思うので、期待しているところです。ぜひ3年間の成果を上げて、他校にも使えるような成果を発信してほしいと思います。

検討委員会というのがありますが、そこで議論をして進められるのかと思ったのですが、この進め方では、すぐ4月以降から始まるということなので、同時進行のような感じですか。

○教育改革担当課長 実際に少し走っていただこうかなと。研究モデル校については、校長会と最終決定して、もう指定校として進めていこうかなと。

実際に、ある程度どの学校も進めている部分もあるので、そこを生かしながらということと、有識者はこれから選定していくんですけど、その辺の実際に先行研究、先行地区でやっている方を今回お招きできればなと思っていますので、そのところは同時に走りながらできるかなというふうには思っています。

○神田委員 期待しています。よろしくお願いいたします。

○佐藤教育長 そのほか、よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、教育改革担当の力については、協議どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、協議どおり決定いたしました。

(5) 生涯学習課 キ

○佐藤教育長 次に、生涯学習課のキについて、生涯学習課長、説明をお願いします。

○生涯学習課長 それでは、生涯学習センターの機能強化等改修工事について、ご説明いたします。資料をご覧ください。

まず、項番 1、工事内容でございます。機能強化等の内容につきましては、別紙の(1)、(2)にてご説明させていただきたいと存じます。

まず3ページのほうをご覧ください。こちらの別紙1につきましては、施設ごとに**強化**

内容、その詳細をまとめさせていただいております。

次に6ページをご覧ください。6ページ以降の別紙2につきましては、こちら、フロアごとの図面に、強化の内容を記載させていただいております。本日は、こちらの別紙に基づきまして、強化内容の主なものをご説明させていただきます。

まず、6ページの1階でございます。1階の資料の左上でございますが、中央図書館のこどもとしょしつになります。こちらにつきましては、書架や床に、姉妹都市の木材を使用いたします。また、書架の配置や、おはなしのへやの拡充によりまして、開かれた空間を創出いたします。なお、図書館につきましては、館内全体を木目調にし、ぬくもりのある空間を整備してまいります。

同じく6ページの左下をご覧ください。交流スペースの整備でございます。こちら、学習情報コーナーに交流スペースを配置し、情報発信の充実やミニ講座、ワークショップ等を実施してまいります。

さらに、その右側の欄になりますが、デジタルサイネージの設置といたしまして、エレベーター前に大型モニターを、図書館内などにデジタルサイネージを設置し、生涯学習等の情報を発信してまいります。

次のページをご覧ください。2階でございます。資料の左上、区民ギャラリーの整備ですが、区民が活動の成果を発表できる場を整備いたします。また、様々な目的で活用できるよう、スクリーン等を設置いたします。

同じページの左下になります。（仮称）アクティブラーニングルーム・ワークショップルームの新設でございます。アクティブラーニングルームにつきましては、主に小中高生の児童・生徒を対象とし、グループワークなど、共同的な学びの場を提供してまいります。ワークショップルームにつきましては、図書館や区民主権の講座、イベントに活用できる、機能的な空間を創出してまいります。

次のページをご覧ください。3階でございます。資料の上段の中央、細長い枠囲みになりますが、防災備蓄用倉庫の設置でございます。3階の会議室に備蓄用の倉庫を設置いたしまして、これまで地下に保存していた災害用備蓄等を、浸水対策といたしまして、この階を含めた上層階に移転いたします。

次に資料中央のスポーツコーナーの設置でございます。エレベーターホールにスポーツコーナーを新たに設置いたしまして、ヨガ教室やボッチャ体験会当を実施してまいります。

次のページをご覧ください。4階になります。4階の左下、407 研修室になりますが、407 研修室にステージ、スポットライトを配置し、団体等が活動等の成果を発表できる場として機能を整備いたします。

また、資料下段の右側の欄、男女平等推進プラザ内の相談機能の欄になりますが、外国人相談窓口を設置いたしまして、多言語による一元的な学習相談を実施してまいります。

次のページをご覧ください。5階でございます。各研修室につきましては、電子黒板等を配置し、デバイスを活用したグループ学習や発表を行うほか、オンライン・オンデマン

ド講座を充実してまいります。

強化の主な内容につきましては、以上となります。

恐れ入りますが、1 ページ目にお戻りください。項番 1、工事内容の (3) その他になります、工事期間中、金竜公園の一部を揚重作業エリアとして使用予定です。作業期間は公園の一部を閉鎖する予定でございます。

項番 2、予算額になります。令和 6 年度の予算といたしまして、約 12 億 3,700 万円を計上予定でございます。また、工事にかかる経費につきましては、表に記載をさせていただいております。施設整備、工事管理にかかる経費につきましては、債務負担行為をお願いする予定となっております。

表の 2 段目、施設整備につきましては、合計、約 61 億円を予定しているところでございます。その内訳につきましては、(3) に記載させていただいております。①機能強化等回収経費といたしまして約 16 億 5,000 万円。老朽化・保全対応経費といたしまして約 44 億 4,000 万円となっております。その下段の括弧内をご覧ください。区民ギャラリーにつきましては、現在の飲食店エリアに設置予定でございますので、現在の飲食事業者との交渉が整い次第、別途当該施設整備にかかる予算案を提出予定でございます。また、中央図書館につきましては、郷土資料調査室整備に係る予算案を、令和 7 年度に別途提出予定となっております。

恐れ入りますが、次のページをご覧ください。項番 3、今後の予定でございます。令和 6 年 12 月から工事を実施し、令和 8 年 11 月に生涯学習センター、12 月に中央図書館がオープン予定でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○佐藤教育長 それでは、ただいまの説明につきまして、何かご質問はございますでしょうか。

○垣内委員 生涯学習センターの機能強化につながるような施設を整備するということで、非常に素晴らしいことだと思うんです。

1 点お尋ねしたのは、特にギャラリーの部分です。発表の場の整備ということで、3 ページですかね、2 階に区民ギャラリーを整備する。台東区はミュージアムが幾つもありますけれども、それぞれのミュージアム、それぞれのコレクションがあって、展示方針が決まっています、なかなか区民の方が自らが発表するという場が今までなかったんじゃないかなというふうに思っておりましたので、ここでギャラリー整備というのは、非常に画期的なことではないかと思えます。具体的に、ギャラリーとして使うということであると、天井高は多分十分あるんだろうと思えますけれども、展示の壁面積であるとか、有孔ボード設置とか、いろいろなものが必要になるのではないかと思えます。もちろん後付けもできないわけじゃないんですけれども、せっかく整備するんだったら併せて整備したほうがいいようなものもあるかと思えます。

延床面積としては、どのくらいを想定されているのか。つまりどのくらいの規模の展示

ができるのかという辺り、教えていただければと思います。

○生涯学習課長 まず、有効面積につきましては、おおよそですが、300 平米強でございますので、展示スペースとしては、十分なスペースがあらうかと考えております。

現在、構想といたしましては、大きなスペース自体を2部屋設置いたしまして、展示等をしていく予定ではございます。ただ、一方で柔軟な仕様が必要になってまいりますので、先ほど委員もおっしゃっていた稼働壁等は当然設けさせていただいて、いろいろな活用をしていきたいと。

なおかつ、大きな目的といたしましては、区民ギャラリーでございますので、プロの方の発表というよりは、区民の方の発表の場としてご提供させていただく。ただ、一方で、区民の発表だけでなく、柔軟な活用をしていきたいということで、今回スクリーン等も入れさせていただいて、もし空きがある期間等につきましては、他の用途等でも活用できるようにしていくような形で考えているというところでございます。

○垣内委員 最近はいろいろな団体さんがあって、そういう方々が借りられると思うんですけども、ご多分に漏れず少子高齢化なので、だんだん人数が少なくなってきているのが実情です。300 って結構大きい可能性もあるので、そこは効率的に使って、例えば半面使えるようにするとかということも考えていただきたいと思います。一方で、一定程度の展示のための設備も必要になります。これはピクチャーレールをどういう形で組むのかとか、そういったあたりも、使われるであろう区民あるいは団体の方々、確か区民文化祭なんかで出ていらっしゃるような方々がたくさんいらっしゃると思うので、こういった方のご意見もぜひ伺って、いいものを造っていただければなというふうに期待しておりますので、よろしくお願いいたします。

○浦井委員 郷土資料調査室の企画展コーナーなんかもレイアウトを変更なさって、より使いやすいようにしてくださるとのこと、とてもありがたいことだと思います。現在、毎回企画展などをしていただいている、私もその都度拝見しているんですけども、台東区は、区民が台東区の所蔵の貴重資料ですとか、新たに登録された文化財など、区の所蔵資料を実際に見られる機会と場所というのがなかなかないように思います。

区が所有しているものは、やはり区民にできるだけ目にしたり、触れたりする機会を持つようにするべきでしょう。これは企画展の場所だけでは難しいかと思うので、あの建物自体がとても光が入るところもあるなど、場所的に難しいとは思いますが、できるだけ場を確保して、区民にそういったものを見られるようにする機会を持つようにしていただけたらなと思うところです。

○生涯学習課長 今、委員からご指摘いただきました、区のほうで所蔵している貴重な資料等がある中でも、なかなかちょっと展示場所が確保できていないという実態がございます。

今回、郷土資料調査室の変更等もさせていただくところでもあるんですが、その一方で文化財であるとか、もしくは他の所管課で保管している美術作品等、そういったものもご

ございますので、先ほどご指摘いただいた区民ギャラリーも空きと言いますか、スケジュールのほうをうまく調整して、活用しながら区民の方にお見せする、そういった取組なども進めていきたいと考えているところでございます。

○浦井委員 ぜひそのような形でやっていただけたらありがたいと思います。よろしくお願いいたします。

○佐藤教育長 そのほか、よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、生涯学習課のキについては、協議どおり決定いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、協議どおり決定いたしました。

(6) 中央図書館 ク

○佐藤教育長 次に、中央図書館のクについて、中央図書館長、説明をお願いします。

○中央図書館長 それでは、池波正太郎 100 年記念事業の実施結果及びレガシー継承事業について、ご説明いたします。資料 8 をご覧ください。

初めに、項番 1、記念事業の実施結果でございます。(1) 実施概要については、記載のとおりでございます。

(2) 実施状況につきましては、恐れ入りますが、次のページの別紙をご覧ください。こちらに、1 年間記念事業として実施した内容をまとめており、この中から主なものをご説明させていただきます。

初めに項番 1 から、2 ページ目の項番 4 までは、講演会・講座・展示・企画展の内容になっております。講座・講演会においては、ほぼ定員を上回る申込みがございました。

続いて 2 ページ目の項番 5、各種イベントです。表の 2 番目の重ね捺しスタンプラリーでございますが、こちらは、区内 7 か所に置いたスタンプを全部捺すと、池波氏が描いた絵画『大川と待乳山聖天宮』になるものです。全箇所押印し、記念品を受け取られた方は 350 人でございますが、スタンプの台紙は 5,000 枚以上配付された状況でございました。

続いて 3 ページをご覧ください。中ほどの項番 7、連携事業です。今回、記念事業を実施するにあたり、様々な団体や民間事業者と連携し、事業を幅広く展開してまいりました。まず、(1) 上田市・真田太平館との連携では、令和 5 年の 1 年間、区民、市民の相互で入館の優待サービスやグッズの相互販売を実施いたしました。実績は記載のとおりでございます。

4 ページをご覧ください。③の真田太平記散歩では、現地の上田駅を集合・解散場所として実施したもので、当日は上田市職員に解説をしていただきながら、真田太平記の舞台を巡りました。参加者からは、個人旅行では味わえない、物語の楽しさを体験できたとの感想をいただきました。

続きまして、下段（3）民間事業者との連携です。①浅草酒販組合においては、上田市の酒造で作ったオリジナルの日本酒を、区内酒販点6店舗で販売し、PRしていただきました。192本販売し、ほぼ完売になったと伺っております。

②羽生パーキングエリアにある、鬼平江戸処においては、チラシの配布やプレゼント企画など、PR等を行いました。また、施設を利用された方からの問合せもあり、記念事業への参加にもつながっております。

続きまして、5ページをご覧ください。項番8、その他の取組としまして、まちあるきマップや、ふるさと納税の返礼品、顔出しパネルの設置を行いました。特に顔出しパネルにおきましては、写真を撮った方がSNSで発信するという効果もございました。

また、項番9の周知としましては、めぐりんのラッピングや、オリジナルブックカバーサービスなど、様々な角度から、たくさんの方の目に触れられるよう、記念事業を広くPRしてまいりました。

その結果として、項番10、メディア一覧に記載のとおり、テレビや新聞、雑誌において、特集記事を掲載していただいたところでございます。なお、ここに記載の数値は、中央図書館で把握している数でございます。

恐れ入りますが、資料にお戻りください。項番1の（3）事業の成果についてでございます。初めに①池波太郎記念文庫の入館者数でございますが、令和5年の1年間では5万6,380人となり、前年と比べて約42%増加いたしました。

②講演会・講座等については、募集人員に対し、定員を上回る応募がございました。また、された方からは、池波先生と親交があった方のお話が聞けて大変うれしかったなどの声をいただいております。

③ツアー等のまち歩きイベントでは、ご夫婦や、友人などに誘われて初めて参加された方も多くいらっしゃいました、ツアー終了後、改めて作品ゆかりの地を巡りたいとの声もあり、新たなファンの獲得や来訪者の増につながったと感じております。

④スタンプラリーや文庫内のクイズラリーについては、小・中学生にも参加者いただき、若い世代の方にも関心を持っていただくことができました。

⑤各事業の実施にあたっては、台東区民にとどまらず、全国各地からご参加いただきました。さらに、テレビや新聞、雑誌やネットニュース等で取り上げられるなど、本事業を機に、池波氏の功績や作品の世界観をさらに広く伝えることができたと感じております。

生誕100年記念事業の実施結果については、以上でございます。

続きまして、項番2、波正太郎生誕100年レガシー継承事業についてでございます。令和6年度は、令和5年に実施したこの記念事業でのレガシーを継承し、特に若い世代の方にも新たにファンになっていただけるよう事業を展開してまいります。

(1)実施内容でございます。名誉区民となった池波正太郎について、その人柄や功績を後世に伝えていくため、小学生への分かりやすい冊子を作製し、それを基に小学校への出前講座を実施いたします。そのほか、生誕100年記念事業で講評だったスタンプラリー、

クイズラリーなどを実施し、区内ゆかりの地をめぐっていただきます。

(2) 予算額(案)でございます。歳出として154万3,000円です。

項番3、今後の予定は、本委員会でご承認いただいた後、政策会議を経て、令和6年第1回定例会、区民文教委員会でご報告し、令和6年度にレガシー継承事業を実施してまいります。

長くなりましたが、ご説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、中央図書館のクについては、協議どおり決定いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、協議どおり決定いたしました。

3 その他

○佐藤教育長 本日の案件は、以上でございます。

全体を通して、何かご意見、ご質問等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、以上をもって、本日予定された議事日程は全て終了いたしました。これをもちまして、本日の定例会を閉じ、散会いたします。

午後4時12分 閉会